

小売業における雇入れ時の安全衛生教育用パンフレット

安全教育は、労働者が職場の一員として安全に業務に従事できるよう、その就業に当たって必要な安全に関する知識等を付与するために実施されるものであり、機械設備の安全化、適正な作業方法の確立等の対策と相まって労働災害の防止の実効を期す上で不可欠なものです。

労働安全衛生法では、雇入れ時教育として

機械設備、原材料などの危険有害性およびこれらの取扱い方法に関すること。

安全装置、有害物抑制装置または保護具の性能およびこれらの取扱方法に関すること。

作業手順に関すること。

作業開始時の点検に関すること。

その業務に関して発生するおそれのある疾病の原因および予防に関すること。

整理、整頓および清潔の保持に関すること。

事故時における応急措置および退避に関すること。

前各号のほか、当該業務に関する安全または衛生のために必要な事項を行うことが義務付けられています。

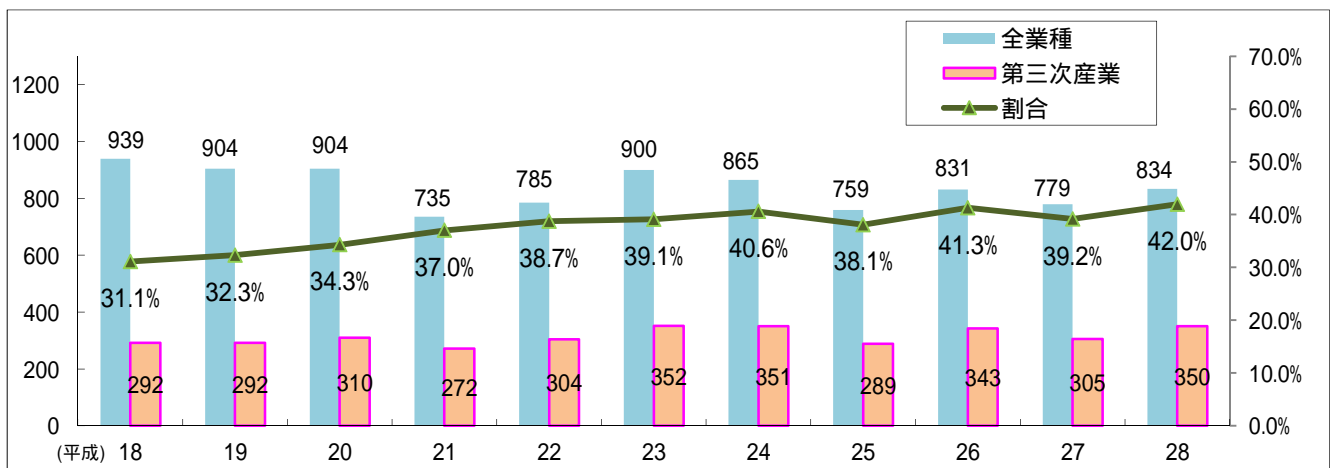
本パンフレットを労働者を雇入れた時の安全衛生教育の資料としてご活用いただき、労働災害が発生しないように対策に取り組んでください。



小売業と労働災害

仕事をしていることが原因の負傷や病気を労働災害といいます。労働災害で治療を受けた労働者は年間約 50 万人おり、このうち、休業 4 日以上の労働者は約 10 万人です。福井県でも、年間約 800 人の労働者が休業 4 日以上の労働災害に被災しています。

労働災害は、工場や建設現場などで発生するものと思われがちですが、現在では休業 4 日以上の労働災害の 40% 以上は小売業や飲食業などの第三次産業で発生しています。福井県でも、第三次産業において 350 人の労働者が休業 4 日以上の労働災害に被災しています。

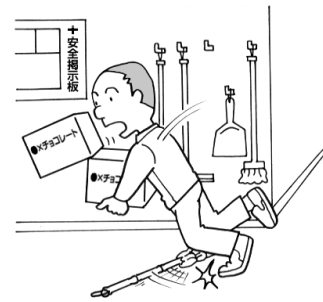


福井労働局

1 4 S活動と転倒災害

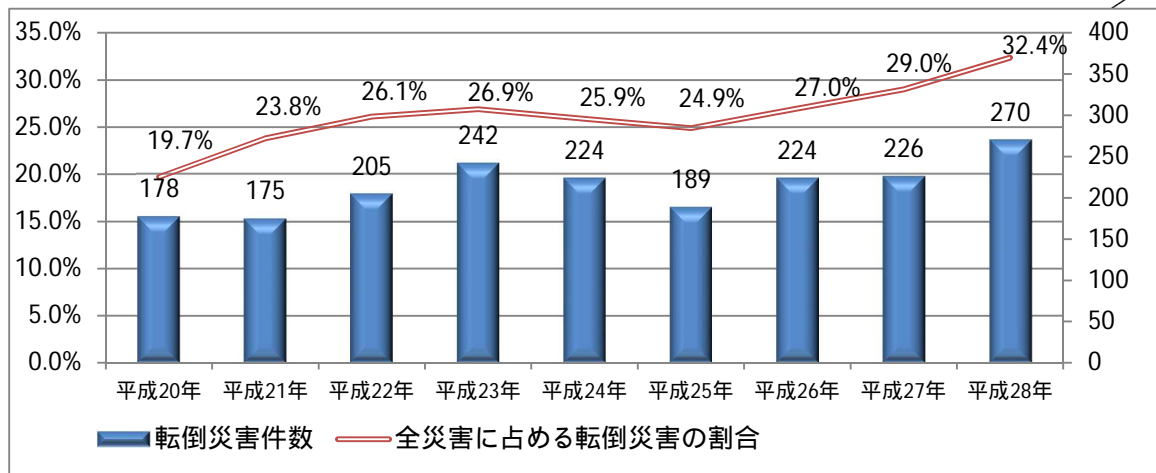
(1) 4 S活動

4 S活動とは、職場での「整理」、「整頓」、「清潔」、「清掃」のことです。
「整理」とは、必要な物と不要な物に分け、不要な物を処分すること
「整頓」とは、必要な時に必要な物をわかりやすく安全な状態で、すぐに取り出せるようにしておくこと
「清掃」とは、作業場等のごみ、ほこり、油、溶剤等をきれいに取り除くこと
「清潔」とは、整理・整頓・清掃を繰り返し、快適な状態を実現・維持すること
4 S活動は、安全で効率の良い仕事をするための基本であるとともに、労働災害の原因を取り除く活動です。



(2) 転倒災害

福井県内では、平成20年から転倒災害が労働災害のうちで、最も多い事故の型となっています。平成28年に発生した労働災害は834人、そのうち270人が転倒による災害で、全体の約3分の1（32.4%）を占めています。



転倒災害を防止するには、次のような対策を守る必要があります。

- 通路や出口に物を放置しない
- 床の水、油、粉類などを放置せず、その都度取り除く
- 安全に移動できるように十分な明るさを確保する
- 靴は、作業現場にあった耐滑性があり、サイズの合ったものを履く
- 段差のある場所や滑りやすい場所などに注意を促す標識を付ける
- 書類や携帯電話を見ながら歩いたり、ポケットに手を入れて歩かない



2 服装と保護具

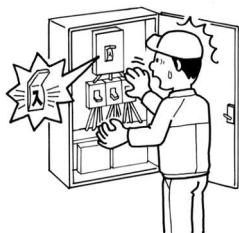
職場では、仕事がしやすく、安全に作業ができる服装や靴を着用しましょう。車通勤の場合などに、駐車場から玄関までの間の転倒災害も多く認められますので、安全な通勤・移動ができる靴を選びましょう。

職場では、安全又は清潔を確保するために手袋やマスク等を着用する場合があります。このような保護具は性能やサイズのあったものを正しく使うとともに効果がなくなったものや破損した保護具は機能を発揮しませんので、使用前に確認を行いましょう。



3 機械設備と点検

職場で、普段危険を感じることはありませんが、多くの機械設備を利用しています。それぞれの機械設備は安全対策がとられていますが、使い方を間違えたり、異常時に近づくと負傷をすることも少なくありません。正しい取扱いを行うとともに異常があった場合には、まず、停止させて対応することが必要です。



特に、電気が流れている部分に触ることで感電するおそれがありますので、自らの判断だけで修理するなどには行ってはいけません。



4 墜落災害とはしご・脚立

死亡災害はとても危険な場所で発生すると思っておりますが、実際にははしごや脚立から墜落することでも発生しています。

墜落・転落災害の1/4 ははしごや脚立からの転落です。多くの職場で使われている脚立でも、足元がよろけて背中から墜落したなどの労働災害が発生していますので、回転椅子や折りたたみ椅子にのって、物の上げ下ろしをしたりすることは、危険ですので、絶対に行わないようにしましょう。



脚立を使用する場合には

開き止め金具を確実にはめる

最上部の天板の上に立って作業しない

最上部の天板に座って作業しない

脚立から身を乗り出して作業しない

などを守る必要があります。



5 心とからだの健康づくり

労働安全衛生法では、労働者の健康診断を定期的に行うことが義務付けられており、労働者の皆さんは職場が行う健康診断を受診しなければなりません。健康診断の結果は、労働者本人に通知されるとともに、職場での労働者の健康管理にも活用されます。

また、「仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスになっていると感じることがある」労働者が半数を超えています。仕事のストレスによりメンタル不調となり仕事を辞めたり、精神障害となるケースも発生しています。一人だけで問題を抱え込まないことが大切で、職場の相談窓口や厚生労働省のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を利用しましょう。

6 感染症

感染症は、自らがかからないように気を付ける必要がありますが、もし、かかってしまったら、他の労働者にうつさないようにしなければなりません。職場では多くの労働者が身近で働きますので、飛沫感染や空気感染に特に注意しましょう。

飛沫感染	咳やくしゃみの飛沫で広がります。 (主な感染症 インフルエンザ、風邪)
空気感染	飛沫が蒸発して微粒子になっても感染が広がります。 (主な感染症 結核、麻疹)

飛沫感染や空気感染を防止するためには、手洗いや消毒を徹底するとともに、マスクを着用して飛沫の拡散を防ぐことが重要です。もちろん、感染のおそれがある場合には、早めに治療を受けて、職場を休むことも必要です。

7 交通事故

労働災害のうち死亡災害の約1/5は、交通事故によるものです。交通事故は、被害者となるだけでなく、加害者となる場合もありますので、通勤時も含めて、交通ルールを守りましょう。



職場の周囲の人や車の多い場所、時間帯、道路幅の狭い場所はあらかじめ調べておき、可能であれば危険が高い時間帯や場所を避ける経路を選びましょう。特に、職場の敷地周辺の児童の通学時間帯は確認しておきましょう。



8 災害や事故時の緊急対応に関すること。

(1) 緊急対応

地震や火災が発生した時や重篤な労働災害が発生した場合には、職場の緊急連絡先に連絡する必要がありますので、職場の緊急連絡先を確認しておきましょう。また、職場からの退避ルート(非常口や非常階段など)も確認しておく必要もありますし、地震の場合には避難場所に退避しますので、避難場所も確認しておく必要があります。もちろん、消火器の位置や救急箱の配置も確認しておきましょう。



(2) 応急措置

労働災害が発生した場合には救助を行います。生命にかかわるような場合には迷わず救急車を呼びましょう。重篤な災害でなくとも、治療が必要な負傷の時には速やかに医療機関を受診するようにしましょう。やけどの場合には、軽い場合でも流水で冷やすことが応急措置としては大切です。

状況によっては救出も必要になりますが、救出時に被災する危険性もあります。特に酸欠や一酸化炭素中毒などの場合には、空気呼吸器の着用や十分な換気をして救出しないと救出しようとした労働者が、より重篤な酸欠や中毒となる場合があります。



救急措置や救出活動は、周囲の状況も確認して、落ち着いて、対応しましょう。